

大村市議会基本条例

市民と議会のつどいなどで市民の皆さんのご意見をいただきながら検討を重ねてきた議会基本条例の制定が実現しました。この条例は平成21年4月1日から施行します。

大村市議会基本条例

地方分権の進展により地方公共団体の自己決定、自己責任の範囲が急速に拡大する中で、二元代表制の一翼である議会の担う役割と責任は、これまでに重要なものとなってきた。

このため、議会は、市長その他の執行機関と対等な関係を構築し、市民の福祉の向上と将来のまちづくりに向けて、意思決定機関及び行政の監視機関としての役割を十分に発揮しなければならぬ。

大村市民の代表として選ばれた議員は、市民の代弁者であるとともに、市民協働のまちづくりを実現するため、市民への情報発信と意見の収集を積極的に行い、政策立案能力の向上に努め、あわせて議会での意思決定に関する説明責任を果たす必要がある。

ここに議会は、市民に開かれた議会を推進し、議会運営の基本的事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべく、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議会の役割を明らかにし、大村市議会（以下「議会」という。）及び議員に関する基本的事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、もって市民福祉の向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 公正性及び透明性を確保し、市民に開かれた分かりやすい議会運営を行うこと。
- (2) 市民の多様な意見を的確に把握し、政策形成に反映できるように、市民参加の機会の拡充に努めること。
- (3) 把握した市民の多様な意見をもとに政策提言、政策立案等の充実強化に努めること。
- (4) 市民本位の立場から、適正な市政運営が行われているかを監視し、評価すること。

(議員の活動原則)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づき活動を行わなければならない。

- (1) 議会が言論の場であること及び合議制の機関であることを十分認識し、議員相互間での自由な討議を積極的に行うこと。
- (2) 市政の課題全般について市民の意見を的確に把握し、これを政策形成に反映できるように、自己の能力を高める不断の研さんに努めること。
- (3) 議会の構成員として、一部の団体及び地域に偏ることなく、市民全体の福祉の向上を目指すこと。

(会派)

第4条 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。

(市民との関係)

第5条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分に果たすとともに、市民の多様な意見を把握するよう努めるものとする。

2

議会は、市民に開かれた議会運営に資するため、委員会等の会議を原則として公開する。

(市民と議会のつどい)

第6条 議会は、市民に対し、議会での意思決定に関する説明責任を果たすとともに、市民との意見交換及び政策議論を行うため、市民と議会のつどいを実施するものとする。

(広報委員会)

第7条 議会は、議会活動が広く市民の理解を得られるよう広報委員会を設置し、広報活動に努めるものとする。

(市長等との関係)

第8条 議会は、市長その他の執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）とともに市政の発展に向けて最大の努力をするとともに、市民にとって最善の政策判断ができるよう、市長等と対等な関係で政策議論を行い、次に掲げるところにより緊張感をもって対峙する。

(1) 議員と市長等との質疑応答は、その論点及び争点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。
(2) 本会議又は委員会に出席した市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(議会審議における着眼点)

第9条 議会は、議会審議を行うに当たっては、論点情報を形成し、その政策水準を高めるため、次に掲げる事項に着眼し政策議論を行うものとする。

- (1) 政策の発生源
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

較検討

(4) 市民参加の実施の有無とその内容
(5) 総合計画との整合性
(6) 財源措置及び将来にわたるコスト計算
(7) 政策の効果

(議員相互間の自由討議等)

第10条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間での自由な討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、議案等に対して最善の判断ができるよう議員相互間での徹底した議論を尽くすものとする。

(市政研究会)

第11条 議会は、市政に関する重要な政策及び課題等について、議員の共通認識を深め、もって議会の資質向上を図るため、市政研究会を設置する。

(委員会の活動)

第12条 委員会は、その所管する事務について積極的な調査研究を行い、議案審査に資するとともに、政策提言を行うよう努めるものとする。

2 委員会は、年度当初にその年度の活動方針や視察内容について十分な検討を行い、委員会における活動計画を策定するものとする。

3 委員会は、視察を行ったときは、次に掲げる事項を市政研究会で報告するものとする。

(1) 視察の目的
(2) 視察の成果
(3) 視察の費用

4 委員長は、委員会審査報告を行うときは、委員会審査の内容が市民に對して分かりやすい報告となるよう努めなければならない。